

## 「保育の必要性」の認定

「保育の必要性」により無償化の対象となる保護者の方は、2・3号の認定が必要となります。

2・3号認定を受けることができるのは、保護者のいずれの方も下表の基準に該当する場合です。

保育を必要とする事由			認定の基準（条件に満たない場合は認定できません）	
			満3歳児（住民税非課税世帯）	3～5歳児
1 居宅外労働	保護者が、 居宅外で仕事をしている場合	外勤 自営業	1か月の労働時間 90時間以上	1か月の労働時間 60時間以上
		農漁業	1か月の労働時間 90時間以上	1か月の労働時間 60時間以上
2 居宅内労働	保護者が、居宅内で児童と離れて日常の家事以外の仕事をしている場合		1か月の労働時間 90時間以上	1か月の労働時間 60時間以上
3 出産	保護者が、 出産前後である場合		予定日の6週間前から出産後8週間までは認定できます。【期限付認定】 ※出産後または流産後の経過が思わしくない場合は、治癒するまで、認定が可能な場合があります。	
4 疾病・障がい	保護者本人に、疾病・ケガ、または心身に障がいがある場合		医師の診断書または障害者手帳等により、保育ができないと認められる程度の疾病、または、心身に障がいがあると認められる場合 【期限付認定】	
5 家族介護	保護者が、 病氣、または心身に障がいがある同居家族を常時介護している場合		1か月の介護等の時間90時間以上 【期限付認定】	1か月の介護等の時間60時間以上 【期限付認定】
6 災害	災害（震災、風水害、火災等）の復旧にあたる場合		災害により児童の居宅を失い、または破損した場合にその復旧のため保育できない場合 【期限付認定】	
7 就学	保護者が将来就労につながる就学をしている場合		1か月の授業時間90時間以上	1か月の授業時間60時間以上
			※1か月以上の長期休暇がある場合は、その間の認定基準を満たす保育の利用を必要とする証明の提出が必要となります。	
8 特例	その他		上記以外で明らかに保育を必要とする状態にある場合 【期限付認定】 ・虐待やDVのおそれがある ・求職活動中 ・保護者が育児休業中で、認定申請をする児童（3歳以上児）が在園中（小学校就学まで）に職場復帰をする場合、将来的に保育を必要とすることが想定されるため認定できる場合があります。	